

証券監視委、 H18 年度基本方針公表

制度調査部
吉井 一洋

重点項目をピックアップ

【要約】

証券取引等監視委員会は、平成18年7月11日に、平成18事務年度の証券検査基本方針と証券検査基本計画を公表した。

証券検査の基本方針では、個人投資家の保護に全力をつくすことを最大の目標とすることを挙げている。

具体的な検査の重点ポイントとしては、内部統制面の検証、グループ体検査、適合性原則に則った投資勧誘が行なわれているかの検証、売買管理態勢等、誤発注等のシステムリスクへの対応、MSCB等の引受審査の状況、外為証拠金取引の不招請勧誘などが挙げられている。

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という）は、平成18年7月11日に、平成18事務年度（平成18年7月から平成19年6月）の証券検査基本方針と証券検査基本計画を公表した。

1. 証券検査基本方針

証券検査基本方針に関しては、以下を踏まえ、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指し、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする旨を示している。

取引所や証券会社によるシステム障害や売買発注業務に関する問題、金融商品や取引手法の多様化等による市場への影響など、様々な課題が明らかになる中、取引所や証券会社等の市場仲介者に対する投資者の信頼の向上が求められている。

証券監視委による検査の対象は、平成17(2005)年7月、証券会社の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託業者、投資顧問業者等にまで拡大した。今後金融商品取引法が施行されることになれば、その対象は更に拡大する。

2. 平成17年事務年度の検査結果

平成17事務年度（平成17年7月～18年6月）の検査結果をみると、以下について重大な法令違反が見られた。

平成17事務年度の重大な法令違反

| 項目 | 対象 |
|--|--|
| 顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況 | 一部の証券会社 (SMBCフレンド証券、マネックス証券) |
| 実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない認められる状況 | 一部の証券会社 (日本共栄証券、エイチ・エス証券) |
| 外国為替証拠金取引を営む金融先物取引業者の「不招請勧誘」 | 一部の金融先物取引業者 (日本フォレックス、日本エフエックス、サンユートレックス、フォレックスインターナショナル) |



| | |
|---|---|
| 善管注意義務違反 | 一部の投資信託委託業者 (オリックス・アセットマネジメント) |
| 投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間 において取引を指図等する行為 | 一部の投資信託委託業者 (メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ) |

その他、役員会議事録の不実記載などの内部統制上の問題が、一部の投資法人（日本リテールファンド投資法人、オリックス不動産投資法人）に認められた。

3. 平成18事務年度の検査実施方針

まず、効率的な検査の実施のため、リスクに基づいた検査計画の策定、関係部局等との連携強化、金融商品取引法の施行を見据え、「証券検査に関する基本指針」や「証券検査マニュアル」等の見直しの検討を行う旨を示している。については次のような連携を図ることとしている。

- 財務局監視官部門・・・ 検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。
- 金融庁検査局…………… 金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先について、同時検査の実施など必要な連携を図る。
- 自主規制機関…………… 実態把握のため、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- 監督部局…………… 監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換し、問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- 外国証券規制当局・・・ クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系業者や海外拠点を持つわが国の業者に関して必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

深度ある効果的な検査のため、次の項目に重点を置いて検査を実施することとしている。

問題の本質を把握するための着眼点

単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施することとしている。

内部統制面の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査対象先の内部統制面からも検証する。その際、形式的な内部統制のみならず、その有効性、経営の基本方針等との相互関連性を検証する。それにより、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた経営管理上の問題の把握にも努める。

検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

グループ（証券会社、投資信託委託業者等）一体型検査の着眼点

グループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況について検証する。

投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。

公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成を阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

インターネット取引を取り扱う証券会社に対しては、顧客の注文がそのまま市場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

証券会社の市場仲介機能に係る検証

証券会社に対して、

- ・システム障害や誤発注の問題等を踏まえ、システムリスクなど、リスクが適切に管理されているか検証する。
- ・投資者と証券市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢を構築しているか検証する。
- ・有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理が適切に行われているか等について検証する。特に、流通市場への影響の大きいIMSCB等の有価証券については、引受審査等の状況を総合的に検証する。

資産運用・助言業者に対する着眼点

投資信託委託業者、投資法人や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。

特に不動産投資法人の資産を運用する投資信託委託業者の場合は、不動産物件の運用・管理について内部統制が有効に機能しているかを検証する。

投資法人については、その内部統制が適正に行われているかについて、十分な検証を行う。

金融先物取引業者に対する着眼点

外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘を禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の行為規制について、引き続き重点的に検証する。

自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかについて検証する。

具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての確に検証する。

昨年末以降の取引所におけるシステム障害の発生を踏まえて、取引所が開設する有価証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているかの確に検証する。

過去の検査における問題点の改善状況

前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等を重点的に検証し、繰り返し同一の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

4. 証券検査基本計画

証券検査の基本計画として、次のものが挙げられている。このほか、特別検査を実施することもある。

| | |
|------------|----------------------|
| 証券会社等 | 114社（うち財務局等が行うもの94社） |
| 投信・投資顧問業者等 | 48社（うち財務局等が行うもの26社） |
| 金融先物取引業者 | 9社（うち財務局等が行うもの9社） |
| 自主規制機関 | 必要に応じて実施 |